

宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成21年宮城県条例第1号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合であって、審議会の委員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 審議会の会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合。

(関係者の出席)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議録)

第4条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議に出席した委員の氏名
 - (3) 会議に付した事項
 - (4) 審議の概要
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められるもの
- 2 会議録は、非開示情報がある場合を除き、ホームページに掲載する他会長が必要と認める方法により公開するものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、経済商工観光部商工金融課において行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月12日から施行する。